

青森県報

号外第十五号

平成二十三年
三月十六日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則 (市 興 町 課 村) … 一

規 則

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

青森県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十年一月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「精神薄弱児(者)施設」を「知的障害児(者)施設」に改め、同条第四号中「看護婦宿舎、看護婦等養成所」を「看護師宿舎、看護師等養成所」に改め、同条第七号中「整備」の下に「出資及び貸付け」を加える。

第三条第二項中「(同条第七号に掲げる事業にあつては、同号に規定する施設の整備に係るものに限る。)」を削る。

第十一条を第十二条とし、第四条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(償還年限及び据置期間の特例に係る場合)

第四条 条例第六条第一項第二号及び第二項の規則で定める場合は、財政収支の悪化が著しい市町村が第二号各号に掲げる事業で知事が認めるものを実施する場合とする。

第一号様式及び第二号様式中「第4条」を「第5条」に改める。
第三号様式中「第4条」を「第5条」に

合計(A)を 歳入合計(A)に

合計(B)を 歳出合計(B)に

標準税収入額を

標準税収入額等 臨時財政対策債発行可能額 に

| | | | |
|---------------------|-------------------------|--|--|
| 元 利 償 還 金 (ア) | | | |
| 繰 上 償 還 分 (イ) | | | |
| 元利償還金に充てられた特定財源(ウ) | | | |
| 基準財政需用額に参入された公債費(オ) | 単位費(エ) 費用(オ) 事業費(カ) 補正分 | | |
| (ア) (イ) (ウ) (オ) (カ) | (エ) (オ) (カ) | | |
| (b) (イ) (ウ) (オ) (カ) | (エ) (オ) (カ) | | |

を

| | | | |
|--|--|--|--|
| 地方債の元利償還金 ^(ア) (繰上償還額等を除く。) | | | |
| 準元利償還金 ^(イ) | | | |
| ^(ア) 又は ^(イ) に充当できる特定財源 ^(ウ) | | | |
| ^(ア) 又は ^(イ) に係る基準財政需要額算入額 ^(エ) | | | |
| ^(ア) + ^(イ) ^(ウ) ^(エ) ^(オ) | | | |
| $\frac{\text{オ}}{\text{b) (エ)}}$ | | | |

」

| | |
|-----------|------------|
| 財政対策債 | |
| 地方税減収補てん債 | 2条分 その他 |

と

| | |
|---------|------------|
| 臨時財政対策債 | |
| 減収補てん債 | 特例分 その他 |

」

| | | | |
|--------|-----|-----------------------|----|
| 政 府 | 運用部 | 郵便貯金等 年金 (還元融資) | |
| | | 簡保 | |
| 特定資金 | | | |
| 公金 | 営融 | 企公 | 業庫 |

と

| | | |
|--------|---------|----|
| 政 府 | 財政融資 | |
| | 旧郵便貯金 | |
| | 旧簡易生命保険 | |
| 地金 | 方公 | 共団 |
| | 融機 | 構 |

」

| | | | | | |
|---------------|--------------------------|------|-----|--|---|
| 赤字率 | 前年度の赤字比率 (E)欄が赤字の場合のみ記入) | | | $\frac{\text{E}}{\text{b}}$ | % |
| 財指 政 力数 | 前前前年度 | 前前年度 | 前年度 | $\frac{\text{前前前年度} \sim \text{前年度}}{3}$ | |
| | | | | | |

を

| | | | |
|------------|-------------|-----|---------|
| 健全化判断比率 | 区分 | 前年度 | 早期健全化基準 |
| | 実質赤字比率(%) | | |
| | 連結実質赤字比率(%) | | |
| | 実質公債費比率(%) | | |
| | 将来負担比率(%) | | |
| 財政力指数(前年度) | | | |

」

「第5条第1項第5号」を「第5条の4第4項」に、「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に改める。

第4号様式中「第4条」を「第5条」に改める。

第5号様式中「第5条」を「第6条」に改める。

第6号様式中「第5条」を「第6条」に、「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

第7号様式及び第8号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

第9号様式中「第7条、第10条」を「第8条、第11条」に改める。

第10号様式中「第8条」を「第9条」に改める。

第11号様式中「第9条」を「第10条」に改める。

第12号様式中「第10条」を「第11条」に改める。

第13号様式から第15号様式までの親表中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から起行する。